

【論説】

日本におけるスポーツ法の現況と課題

菅原 哲朗

(日本スポーツ法学会会長・弁護士)

はじめに

社団法人韓国スポーツエンターテイメント法学会延基栄会長の提唱により、日本・韓国・中国のスポーツ学会が集う「アジアスポーツ法学会」が創設されることは、国際社会のスポーツ文化の発展に法律家として寄与するものといえる。これを契機として日本・韓国・中国など各国のスポーツ法学会が国境を越えてアジア地域のスポーツ法共同研究と国際交流を通じて友好と連帯を深め、将来の課題であるスポーツに関する国際紛争を解決する基盤を形作るためにも積極的な試みと高く評価されよう。⁽¹⁾

第1 概観

1 スポーツ界における2004年から2005年にまたがる2年をみると、国際的には21世紀最初のオリンピックたる2004年アテネ五輪が夏に開催され、ドーピング失格によるハンマー投げ日本代表室伏広治選手の銀から金メダルへの繰り上げが報道された。さらにシアトルマリナーズのイチロー選手・ニューヨークヤンキースの松井秀喜選手など日本人が活躍するアメリカメジャーリーグでのドーピング発覚などアンチ・ドーピング問題が大きな話題となった。

日本国内的には、日本スポーツ仲裁機構にアテネ五輪の代表選考に際して馬術競技の紛争とパラリンピック陸上競技選考の紛争が申し立てられ、

また日本プロ野球の球団合併に関してプロ野球選手会側から東京地方裁判所への仮処分申立とストライキさらには新球団の誕生と、テレビ・新聞などマスメディアを賑わした年だった。⁽²⁾

日本において「スポーツに関する法」という新分野を専門に研究する学者・実務家の学術団体が12年前に登場した。この間の歴史を振り返ってみると、過失によるスポーツ事故に対する損害賠償請求など民事・刑事の訴訟、そして裁判外紛争解決機関(ADR)たる日本スポーツ仲裁機構の誕生によるスポーツ仲裁紛争やプロ野球での仮処分申立など新しい法現象が生じていることを示している。

とりわけ、スポーツ競技選手と所属する競技団体とのトラブル・紛争は様々な形態がある。例えば、オリンピックなど国際大会、国民体育大会など国内大会の代表選手の選考を巡る処分・当該競技大会への参加資格・選手やコーチの登録停止や処分・強化選手指名除外処分・ドーピング検査の検体陽性に基づくメダル剥奪や出場停止処分に対する不服申立である。もちろん法律上の争訟であれば、裁判所に提訴することによって解決可能である。しかし、スポーツを巡る様々なトラブル・紛争は法的問題とさえず、国家の司法機関たる裁判所に提訴しても門前払いになる。⁽³⁾そこで、選手の権利を保護するためスポーツ界のルールの明確性・透明性を高め、公平・公正な社会的正義の実現を求めてスポーツ仲裁判断が判例としてさらに累積される必要がある。

2 日本が西欧的な法治国家を求め、近代化を目指した明治以来、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法等という典型的な法律が立法された。市民社会の中で長年に亘り使い慣れたこれら一般法に対して、残念ながら、我が国は未だ「スポーツ基本法」が立法されていない。そのため法学教育の中でもスポーツ法学が特別法領域として十分に確立されていない。スポーツ行政レベルで、スポーツ振興法において「第1条(目的)この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的

とする。」と定めて、国民が健康で文化的な生活をするために、国がスポーツ振興を図り積極的に公共的なスポーツ環境を整備することを求めているにすぎない。つまり、スポーツ法学が取り扱うべき、「スポーツ全般にわたり人間の保護されるべき普遍的な諸々の法律上の利益や権利(以下、簡明に「スポーツ権」と言う)」という市民社会における基本的人権は、日本では法体系の最上位に位置する憲法、下位に位置する法律・条例などの実定法上に具体的な法として定められていないのである。⁽⁴⁾

しかし、スポーツや体育分野における法学研究の重要性は、憲法・刑法・民法・教育基本法・社会教育法・スポーツ振興法などから導き出され、法社会的には日本社会に生ける法としてのスポーツ権の確立が進行していると言えよう。

第2 歴史

1 日本スポーツ法学会は、1993年12月創設された。爾来13年経過したが、法を通じてスポーツに知的関心をもつ研究者の立場から、スポーツ法学という新規法領域の開拓を促進して行く必要が多々あり、組織たる日本スポーツ法学会として取り組まなければならない課題は様々で山積している。

過去に発刊された「日本スポーツ法学会年報」を概観すると、日本スポーツ法学会は、「スポーツと安全、スポーツと環境、スポーツと国際などスポーツの歴史、文化、教育、健康、行政、政策等」その都度の日本の社会状況を反映し、広範囲にスポーツ法学研究を進めてきた。

例えば、いくつか項目ごとに分類すると、

(1)「スポーツと安全」に関しては、年報1号(1994)に「スポーツ事故判例にみる当事者関係—スポーツの本質的危険性をめぐって—」⁽⁵⁾「社会体育事故とスポーツ指導者の責任—社会体育事故判例にあらわれた社会体育指導者の注意義務—」⁽⁶⁾の研究発表がなされ、日本スポーツ法学会発足の当初から身体運動であるスポーツに内在する本質的危険性から

生じるスポーツ事故の問題点が論議された。

1995年の年報2号は「スポーツにおける紛争と事故」と題して、「スポーツ事故と自己責任による加害者側の減責」⁽⁷⁾、「スポーツ・ボランティアとスポーツ事故」⁽⁸⁾、「スポーツ事故裁判の法理」⁽⁹⁾など日本並びにイギリス・フランス・アメリカなど欧米やニュージーランドの安全対策を検討する特集を組んだ。その後も、年報5号(1998)「スポーツ法の理念とスポーツ事故問題」で集中的に研究発表がされ、2000年の年報7号の基調報告では「憲法17条における国家賠償責任と国家賠償法第1条の意義—スポーツ事故の過失と注意義務—」⁽¹⁰⁾を取り上げ、地方自治体・公務員の賠償責任と違法性を巡る問題を論議した。

さらに、年報8号(2001)「スポーツ事故をめぐる諸問題」と特集を組んで、決して減少することのないスポーツ事故の防止と民事・刑事の訴訟問題から裁判例の動向を研究してきた。⁽¹¹⁾

(2)「スポーツと環境」に関しては、年報2号(1995)に「スポーツ施設と環境保護—第18連邦インミッション防止実施例・スポーツ施設騒音防止法を中心に—」⁽¹²⁾および年報4号(1997)で「テニス環境の保護について—テニス会員権訴訟における問題点—」⁽¹³⁾さらに年報6号(1999)の「レジャーダイビング業界の現状について」⁽¹⁴⁾「スキーヤー・スノーボーダーの保険に関する意識調査」⁽¹⁵⁾各種スポーツ施設やスポーツ競技に関する問題点を論議してきた。

さらに、医学的にスポーツ環境を支えるスポーツ医師や看護師・スポーツトレーナーというスポーツ関連分野の法的問題に関しても、1998年の年報5号で「スポーツドクターの法的位置づけと事故の抑止」⁽¹⁶⁾、1999年の年報6号で「スポーツにおける健康診断書・誓約書の現状と課題—ランニングとトライアスロンに関して—」⁽¹⁷⁾、2003年の年報10号で「事故予防の側面からみたアスレティックトレーナー」⁽¹⁸⁾の果たす役割の重要性が研究報告された。

(3)「スポーツと契約」に関しては、1996年の年報3号で「スポーツ

における契約の諸問題」で特集を組んだ。現在の日本スポーツ界はアマチュアリズムからプロスポーツへ、自ら競技するスポーツから、観覧するスポーツへと、加速度的に巨大なビジネス産業を形成している。スポーツ選手契約の法的課題、日本サッカーのJリーグ規約、スポーツ選手契約の実態などスポーツ団体と競技者との関係は様々な種類の契約関係が成立していることを網羅的に考察した。その後も、1997年の年報4号「スポーツにおける自己決定権と契約責任—登山事故めぐって—」⁽¹⁹⁾、2001年の年報8号「スポーツ代理人—その起源、発展、問題点」⁽²⁰⁾・「米国におけるスポーツ代理人制度—法的規制を中心に—」⁽²¹⁾、2002年の年報9号「実業団選手の嘱託契約」⁽²²⁾「コーチと企業の雇用関係」⁽²³⁾・「スポーツによる特別推薦入学と在学契約の関係」⁽²⁴⁾・「実業団選手の法的地位」⁽²⁵⁾で研究報告がなされたように、現在・将来にわたりアマチュア・プロ選手を問わず契約金・年俸などスポーツ産業として巨額の金額が取り決められる契約関係は重要な研究課題である。

(4)「スポーツと文化」に関しては、年報1号(1994)に「国の文化としてのスポーツ—スポーツ法学の対象・方法とその環境—」⁽²⁶⁾で研究の重要性が指摘され、1997年の年報4号は「スポーツの権利性と文化性」という特集を組み、「スポーツ文化における権利の形成・侵害・放棄」⁽²⁷⁾、「スポーツの文化性について—比較スポーツ文化論の立場から—」⁽²⁸⁾、「スポーツルールの構造特性」⁽²⁹⁾などが研究された。その後も、2003年の年報10号で「スポーツ法と文化—スポーツと女性—」を特集して、現代的な新たな課題を模索しつつ、文化政策からのジェンダーとスポーツ、スポーツにおけるセクシャルハラスメントなど研究を深めている。⁽³⁰⁾

(5)「スポーツと法律」という基本的かつ多様な法律問題に関しては、当初から中心課題であり年報1号(1994)に「スポーツ法の国家性と自主性・世界性」⁽³¹⁾で国家法とスポーツ固有法が重要な研究対象であると提示された。とりわけスポーツ権の確立に向けて、1998年の年報5号で日本スポーツ法学会の立場から「提案・スポーツ基本法要綱案」⁽³²⁾を

発表して、スポーツ界だけでなく司法・行政・政治・経済、マスメディアなどに広く問題提起をなした。

1999年の年報6号は「スポーツにおける違法性阻却」の特集として、刑事・民事法の専門研究者が「スポーツと刑事責任」⁽³³⁾「スポーツ事故と民事上の違法性阻却—その実体法的・訴訟=裁判法的検討—」⁽³⁴⁾として研究発表がなされた。スポーツが刑事責任・民事責任を問われることなく、違法性が阻却される要件や過去のスポーツ判例の累積並びに実態が分析され、「スポーツにおける違法性阻却—アメリカの免責事例から—」⁽³⁵⁾等アメリカにおける免責事例も紹介されて研究報告された。⁽³⁶⁾

(6)「スポーツとアンチ・ドーピング法制」に関しては、年報7号(2000)の「競技者をめぐる法律問題」の重要なテーマとしてアンチ・ドーピングが取り上げられた。「ポーランドにおけるスポーツ・ドーピングの法的諸問題」⁽³⁷⁾「アメリカの競技者と法的問題—ドラッグテスト・プログラムをめぐって」⁽³⁸⁾「国家法と固有法におけるドーピング規制の方向」⁽³⁹⁾「オーストラリアのドーピング規制に関する法的対応」⁽⁴⁰⁾で外国の実態もふまえてアンチ・ドーピング問題が世界スポーツ界の法的に重要問題であることの研究報告がなされた。その後、2003年の年報10号で「イギリスにおけるドーピングの法的規制論」⁽⁴¹⁾などが討議された。日本では、世界スポーツ界と軌を一にして国際標準規定に準拠する「国民体育大会ドーピング・コントロール規定」が2003年4月1日施行され、静岡国体からドーピング検査が実施された。この規定により国体ドーピング違反で制裁処分された競技者及び監督・コーチ・チームドクターなど競技支援要員は「日本スポーツ仲裁機構」に上訴できると定められた。⁽⁴²⁾

(7)「スポーツ仲裁制度」というスポーツ紛争解決のため新たな制度を日本に導入する事に関しては様々な法律問題があった。1996年の年報3号で「スウェーデンにおけるスポーツ法とスポーツに関する紛争の解決(クリステル・マルムステーン)」⁽⁴³⁾で、研究の必要性が紹介され、年報8号(2001)「オーストラリアにおけるスポーツ紛争処理について」⁽⁴⁴⁾、年報9号

(2002)「フランスにおけるスポーツ紛争処理制度の形成」⁽⁴⁵⁾で海外の研究経緯を踏まえた討議がなされた。2003年4月7日「日本スポーツ仲裁機構」(Japan Sports Arbitration Agency)が創設されスポーツ紛争の法的先例が生まれ始めた。2004年の年報11号で「スポーツ仲裁に関する経験的雑感—日本スポーツ仲裁機構の第1号仲裁事件の仲裁人として—」⁽⁴⁶⁾、「スポーツ仲裁機構2号事件について」⁽⁴⁷⁾において仲裁判断の評釈を掲載した。今後、仲裁判断の集積によってますます研究が進む分野である。

(8)「スポーツと国際」に関しては、日本のスポーツ法シンクタンクたることを念頭に上記記述の(1)ないし(7)の問題で指摘した各論考の他に、英国・フランス・ドイツ・米国など欧米諸国、オーストラリア・ニュージーランドなど豪州地域について、国際スポーツ法制に関する比較法研究が蓄積され、毎年多数の論考が研究発表されてきた。現代では、衛星テレビ放送などマスメディアの技術進歩とともに、スポーツの商業化が発達し、オリンピックや世界大会等が地球規模で開催され、世界の観衆・熱狂的ファンに向けて試合の勝敗が瞬時に報道されるという各種スポーツ競技の国際化・大衆化がある。1994年の年報1号で「オリンピック憲章の規範性—国際スポーツ法、国際スポーツ共同体としてのオリンピック憲章—」⁽⁴⁸⁾とオリンピックの法的研究が報告された。スポーツルール等を適正・公平に改正すべく様々な問題点が諸外国で研究されており、現代における日本国内のスポーツ問題も諸外国の法律情報を重視して取り組む必要がある。

① 英国については、「イギリスにおけるスポーツ行政組織の移管をめぐる法的検討」⁽⁴⁹⁾、「イギリスにおけるサッカー・フーリガンをめぐる法的対応」⁽⁵⁰⁾、「イギリスにおけるスポーツ市場をめぐると関連法規の検討」⁽⁵¹⁾、「イギリスのFLAをめぐると諸規定についての一考察—サッカー競技場の安全政策におけるライセンス機関、地方行政機関、クラブの機能的連携—」⁽⁵²⁾、「イギリス文化省のスポーツ政策の動向と関連法令」⁽⁵³⁾、「英国におけるスポーツ振興とチャリティー法—スポーツ振興目的の公益性」⁽⁵⁴⁾、「イギリス1998年人権法とスポーツ」⁽⁵⁵⁾の研究がある。

- ② フランスについては、「フランス・スポーツ法の歴史と理論」⁽⁵⁶⁾、「フランススポーツ法におけるスポーツ施設制度の成立と展開」⁽⁵⁷⁾、「フランス『体育およびスポーツの発展に関する1975年10月29日の法律75-988号』の成立過程の研究」⁽⁵⁸⁾、「フランススポーツ法典の構成」⁽⁵⁹⁾、「フランスにおけるスポーツ調停制度の展開」⁽⁶⁰⁾、「フランスにおける階級分け決定および代表選抜に関する紛争の法的性質—フランスにおけるスポーツ訴訟およびスポーツ調停の事例を通して」⁽⁶¹⁾の研究がある。
- ③ ドイツについては、「ボン基本法の原理とスポーツ振興」⁽⁶²⁾の研究がある。
- ④ 欧州・EUについては、「EUにおける職業としてのスポーツ」⁽⁶³⁾、「EUにおける放送政策とスポーツ」⁽⁶⁴⁾、「ヨーロッパにおけるスポーツ立法政策—文化政策的視点からの検証—」⁽⁶⁵⁾の研究がある。
- ⑤ 米国については、「判例にみるアメリカ・スポーツの当事者関係—高いレベルのアマチュア競技者をめぐって—」⁽⁶⁶⁾、「アメリカのスポーツ紛争—スポーツ・バイオレンスの規制をめぐって—」⁽⁶⁷⁾、「アメリカのスポーツ事故判例におけるWAIVER FORMについて」⁽⁶⁸⁾、「アメリカ四大リーグにかかわる反トラスト法上の取扱いの経緯—リーグにおける『選手』の取引制限について—」⁽⁶⁹⁾、「スポーツとメディアに関する法律問題の諸相—アメリカ合衆国の判例とスポーツ放送法（Sports Broadcasting Act）について」⁽⁷⁰⁾、「アメリカのスポーツ事故と判例—近年の動向、公共水泳プール事故を手がかりに」⁽⁷¹⁾、「アメリカの研究動向：スポーツ法学会に参加して」⁽⁷²⁾の研究がある。
- ⑥ オーストラリア・ニュージーランドについては、「オーストラリアにおけるスポーツ行政の変遷—National Fitness Act からAustralian Sports Commission Actへ—」⁽⁷³⁾、「オーストラリアスポーツにおける団体の法人制度の展開」⁽⁷⁴⁾、「ニュージーランド事故補償法とスポーツ事故」⁽⁷⁵⁾、「ニュージーランドにおけるスポーツ振興政策とスポーツ事故防止策」⁽⁷⁶⁾、「ニュージーランドにおけるスポーツ法の理念とスポーツ事故—ニュージーランドのラクビー事故」⁽⁷⁷⁾の研究がある。
- ⑦ 中国・韓国などアジア地域については、「中国のスポーツ事故の補償

問題について」⁽⁷⁸⁾、「韓国スポーツ法の現況と課題」⁽⁷⁹⁾の研究がある。

第3 現況の取組み・・・基本的人権とスポーツ法学・・・

1 スポーツ権

スポーツ権は、世界的には既に人間の有する基本的人権の一つであると理解されている。人間が身体を動かす、見る、楽しむ、参加できる等スポーツを享受できるのが、人間が幸福に生きるための権利なのである。

スポーツ権という概念について「スポーツは万人の権利である」（1968年：国際スポーツ・体育協議会（ICSPE）：スポーツ宣言）とされ、「全ての個人は、スポーツに参加する権利をもつ」（1975年3月：ヨーロッパ・スポーツ所管大臣会議：ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章）と採択された。そして、「体育・スポーツの実践は、全ての人間にとって基本的人権である。」（1978年11月：ユネスコ第20回総会：体育・スポーツ国際憲章第1条）と定められたのである。日本では1961年6月制定されたスポーツ振興法第2条（定義）で「この法律において『スポーツ』とは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。」と定義された。そして、「スポーツ権」とは広く包摂される概念として遊びや運動・体育を含め、身体だけでなく知的な精神活動も含め「人間としての心身の運動に関する国民の基本的人権である」と日本スポーツ法学会で論議され、社会的な制度保障を求めて「スポーツ基本法」の立法措置が提言されている。⁽³²⁾つまり、生存権・人格権・環境権・プライバシー権・肖像権や知る権利など新しい時代の基本的人権と並ぶ「スポーツ権」を社会的に認知し、文化権として把握して新しい社会制度を保障していこうと言うのである。

スポーツ権の法的根拠は、歴史的な経緯で憲法において直接保障するとは明記されていないが憲法13条（個人の尊重・幸福追求権）・25条（国民の生存権・国の社会保障的義務）・26条（教育を受ける権利・教育の義務）など憲法の精神から解釈され、自由権的性格・人格形成権的な

性格・社会権的な性格を有する基本的人権として導き出される。

2 スポーツ法学の対象

スポーツ法学は、スポーツ法すなわちスポーツに関する法の学問である。
(千葉・濱野編「スポーツ法学入門」体育施設出版：1995年)

日本におけるスポーツ法学の対象は「スポーツ国家法」と「スポーツ固
有法」と「裁判所の判例およびスポーツ仲裁判例」に分類することができる。

「スポーツ国家法」は、市民の必然的なニーズであるスポーツへの権利
を保障・促進する法である。1961年6月に制定されたスポーツ振興法
など日本国がスポーツに関して直接規制する目的を有して制定された法令
および憲法・民法・刑法など、例えばスポーツ事故で人身に被害が生じた
とき罰則や損害賠償請求など市民のスポーツに関する権利義務を確定して
スポーツ分野を間接的に規制する法から構成される。

「スポーツ固有法」は、スポーツルール・スポーツ団体協約・スポーツ
理念の3つの類型が区別される。1類型であるスポーツルールは、個々の
スポーツ種目が存在し機能することを可能にさせる一定の規則である。2
類型であるスポーツ団体協約は、個々のスポーツを享受する目的でスポ
ーツ関係者が結成する組織と運営に関する規約や協定である。3類型である
スポーツ理念は、フェアプレーの精神、スポーツマンシップ、アンチ・ド
ーピングなどに代表される、スポーツを象徴する行動理念である。⁽⁸⁰⁾
スポーツはルールの存在するゲームである。しかし、スポーツゲームの内
容・勝敗は参加する競技者つまり人が作るものであり、同じルールのもとで
も、全く同一のゲーム展開はない。子どもはテレビ等を通じてスポーツ
ルールを知識として知り、大人の真似をする。少年少女に指導者がルール
を守ることを指導することは重要である。

そして、道徳律としてのルール・競技運行のための技術ルールとともに、
危険を防止するためのルールがあることを忘れてはいけない。スポーツに

参加するものは、上手、下手にかかわらずなくスポーツの「内在する危険」
を知って参加するという前提がある。体育は教育的配慮による強制もある
が、スポーツは自由意思にもとづく任意の活動なのである。つまり、スポ
ーツは、危険を内包し、競技参加者はそれを承知している以上、ルールに
したがった結果の傷害行為には違法性が阻却される。競技参加者すべてに
「スポーツにはルールがある」という自覚を確立させることが安全対策の
第一歩であり、ひいては事故防止につながるのである。スポーツルールの
徹底、とくに危険防止のためのルールを守る姿勢が大切である。「ルール
を守って、全力を尽くす」ことを主眼にするのか、それとも「勝つために、
審判にわからない反則があってもいい」「スポーツも勝負である以上、相
手の裏をかくのが早道だ」と考えるかは、スポーツ人としての人格形成に
重大な影響を与える。

「裁判所の判例」は個々の事件で裁判官が下した判断の集積によって先
例となり、個々の具体的事件の事実および法適用の分析研究を通じて予見
可能な法的判断基準となる。「スポーツ仲裁判例」は、2003年4月7日
設立された「日本スポーツ仲裁機構」(Japan Sports Arbitration Agency)が
スポーツ紛争に関して裁定した仲裁判断の法的先例である。⁽⁸¹⁾

日本スポーツ仲裁機構が取扱う案件は、スポーツ競技の場における審判
の判定は除外すると定めているが、一般仲裁としては申立人を競技者およ
び競技チームとし、競技団体を相手方とする案件、設立母体たるJOC・
日本体育協会・日本障害者スポーツ協会およびその加盟・準加盟競技団体
のなした決定・裁定など処分を争う案件で、申立費用は選手の負担軽減を
考慮し5万円と低額に定めた。また、2004年5月からアマチュアの草
野球・サッカーなど身近な市民スポーツのもめ事から、広くプロスポーツ
選手・競技団体からも企業スポンサー契約や移籍契約、肖像権紛争など金
銭に絡む紛争解決を目的に「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁」を定め
て枠を広げている。

つまり、スポーツ紛争解決のための第三者仲裁機関の存在は、社会的正
義の実現とともにいわば体育会系の先輩後輩という「文句の言えない」

「泣き寝入り」という封建的な日本スポーツ界の体質を改革し、組織の質を向上させる役割もあるのである。

第4 将来の課題

1 日本スポーツ法学会は、憲法の基本的人権を踏まえたスポーツ権、パブリシティ・肖像権、スポーツ事故補償などスポーツ関係者からは、今まで以上に、スポーツ法分野での社会貢献および21世紀の時代をリードする提言が求められている。スポーツ選手の倫理の向上と個人情報の保護や社会体育スポーツにおける公的スポーツ指導者資格の充実等、これらの要請にも積極的に応えていかねばならない。

スポーツ指導者はアマチュア・プロを問わず指導・監督に当たりスポーツ参加者の名誉を尊重して個々のプライバシーを配慮しなければならないことは当然である。

一般市民としてもスポーツに関わるすべての人々の自由かつ平等な人間関係を形成しなければならない。しかし、往々にして当たり前の感覚として、スポーツ指導者は権威的に選手との間に主従関係をつくり勝ちである。それ故、暴力、セクシャル・ハラスメント、地位利用など不適切な言動を防止するため各スポーツ団体は「倫理に関するガイドライン」を定め、自覚的な意識改革が求められているのである。⁽⁸²⁾

さらに、体育大学の卒業生が取得する公認スポーツ指導者制度の改廃の流れが生じている。スポーツ指導者の資格について、旧来の資格は①地域スポーツ指導者、②競技力向上指導者、③商業スポーツ施設における指導者、④スポーツプログラマー、⑤アスレチックトレーナー、⑥少年スポーツ指導者、⑦レクレーションに関する指導者、⑧野外活動指導者であった。このうち財団法人日本体育協会は①ないし⑥について公認スポーツ指導者として認定登録をなし、登録者は平成15年(2003年)10月現在、約9万3000人に達した。平成17年度(2005年)からの新制度では、国民のスポーツニーズや受講者の実態を考慮し、過去の複雑で資格も多く分

かりにくいスポーツ資格との批判に答え、五つの分野に分けた。①スポーツ指導基礎資格として「スポーツリーダー」、②競技別指導者資格として「指導員」「上級指導員」「コーチ」「上級コーチ」「教師」「上級教師」、③フィットネス系資格として「ジュニアスポーツ指導員」「スポーツプログラマー」、④メディカル・コンデショニング資格として「スポーツドクター」「アスレチックトレーナー」、⑤マネジメント資格として「アシスタントマネージャー」「クラブマネージャー」を新設した。⁽⁸³⁾

2 日本スポーツ法学会の現会員数は289名(2005年9月現在)である。会員拡大を始めとする組織改革への不断的努力とともに、情報公開の時代に相応しく、日本におけるスポーツ法の発展を広報する必要がある。事務局活動としては広報活動を一つの柱とし、年報・会報の充実と継続的な発行はもとより、IT技術による、リアルタイムの情報交換の場としてホームページやメールマガジンを活用している。

現在、スポーツ法学の重要課題につき、日本スポーツ法学会理事会の討議を通じ、また常設している「事故判例研究専門委員会」、そして「ADR研究専門委員会」、さらには新しい課題に取り組む新委員会において研究を行ない、冬の総会とともに夏期合同研究会の開催を継続している。

日本スポーツ法学会は、少年スポーツにおける事故防止を目的に、毎年1回、財団法人日本スポーツ安全協会・財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団との共催にかかる「ジュニアの育成と安全・安心フォーラム」など学会活動から学術的成果の出せるような公開シンポジウムの開催をしている。⁽⁸⁴⁾ その際に、日本スポーツ少年団は学識経験者からなるワーキンググループを組織し、日本弁護士連合会の協力を得て、スポーツに興味を持つ全国都道府県の弁護士に対して「ジュニアスポーツ法アドバイザー制度」の研修養成をしている。

また、大学の専門教育の中にも「スポーツ法学」講座が採用されつつあり、これから本学会の発展を支える若い会員には、新たな法分野への積極

的な取組みを期待し、若手研究者の研究発表や養成などを充実させねばならない。

おわりに

以上、日本スポーツ法学会13年の歴史を回顧し、「日本におけるスポーツ法の現況と課題」を論述した。2008年中国北京で開催されるオリンピックに向けて、アジアのスポーツ界は大きく飛躍する。日本スポーツ法学会を代表して、今般創立された「アジアスポーツ法学会」のますますの発展を祈念するものである。

【注】

- (1) 韓国スポーツ法学会延基栄会長は2002年12月、日本スポーツ法学会第10回大会で「韓国スポーツ法の現状」と題し記念講演を行った。日本スポーツ法学会小笠原正会長は2004年10月、韓国スポーツ法学会国際学術大会において「日本におけるスポーツ文化法政策とスポーツ法学」と題する基調講演をなした。
- (2) 申立人である労働組合・日本プロ野球選手会（古田敦也会長＝ヤクルト）が、日本プロフェッショナル野球組織（NPB）を相手として、オリックス・ブルーウェーブと近鉄バファローズの球界再編の議決差し止めなどを求めた仮処分申立事件で、東京地方裁判所は2004年9月3日、選手会の申立を却下する決定をなした。
- (3) 裁判所法3条（裁判所の権限）「裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。」に基づき訴訟要件が欠けるので、本案に入らず訴え却下となる。
- (4) 日本においては「スポーツ」という名称のつく法律としては、「スポーツ振興法」（昭和36-6-16法律141号・1961-6-16）とサッカーくじtotoの為の「スポーツ振興投票の実施に関する法律」（平成10-5-20法律63号・1998-5-20）、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」（平成14-12-13法律162号・2002-12-13）が立法されているだけである。
- (5) 伊藤 堯：日本スポーツ法学会年報1号98頁・1994
- (6) 三浦嘉久：日本スポーツ法学会年報1号176頁・1994
- (7) 山田二郎：日本スポーツ法学会年報2号1頁・1995
- (8) 菅原哲朗：日本スポーツ法学会年報2号86頁・1995
- (9) 小笠原正：日本スポーツ法学会年報2号109頁・1995
- (10) 小笠原正：日本スポーツ法学会年報7号48頁・2000
- (11) 一般市民間の交通事故などと異なり民事・刑事訴訟にならない基盤がスポーツルールであり、とりわけ危険を防止する安全に関するルールは重要である。スポーツは闘争やケンカと異なり、格技であっても相互の身体を守るためのルールが確立しているのであり、そもそも根底には、たとえ明確なルールがなくても相互に危険を回避し、事故を防止する信頼関係が存在しているのだから。一言でいうとルールに従ってスポーツをする限り、危険に対する安全配慮義務を尽したことになり、社会的に正当な行為とみなされ、法的には違法性がない

のである。

危険と隣合わせのスポーツの歴史は一面では、スポーツ技術と道具を進化させ、世界記録を更新するとともにルールを改正しながら進歩してきた人類の歴史とも言えよう。

- (12) 小林真理：日本スポーツ法学会年報2号147頁・1995
- (13) 吉田雅子：日本スポーツ法学会年報4号99頁・1997
- (14) 中田 誠：日本スポーツ法学会年報6号118頁・1999
- (15) 水沢利栄：日本スポーツ法学会年報6号163頁・1999
- (16) 菅原哲朗：日本スポーツ法学会年報5号82頁・1998
- (17) 山西哲郎：日本スポーツ法学会年報6号105頁・1999
- (18) 平井千貴：日本スポーツ法学会年報10号165頁・2003
- (19) 濱野吉生：日本スポーツ法学会年報4号54頁・1997
- (20) 池井 優：日本スポーツ法学会年報8号32頁・2001
- (21) 竹之下義弘：日本スポーツ法学会年報8号1頁・2001
- (22) 牛木素吉郎：日本スポーツ法学会年報9号60頁・2002
- (23) 日置雅晴：日本スポーツ法学会年報9号71頁・2002
- (24) 鈴木 周：日本スポーツ法学会年報9号79頁・2002
- (25) 川井圭司：日本スポーツ法学会年報9号88頁・2002
- (26) 永井憲一：日本スポーツ法学会年報1号22頁・1994
- (27) 及川 伸：日本スポーツ法学会年報4号27頁・1997
- (28) 稲垣正浩：日本スポーツ法学会年報4号83頁・1997
- (29) 小谷寛二：日本スポーツ法学会年報4号91頁・1997
- (30) セクシャル・ハラスメントはモラルの欠如と法的責任の問題である。いまだで泣き寝入りで表沙汰にならなかったが、最近のスポーツ界において問題視されているのが、セクシャル・ハラスメントと言われる男性スポーツ指導者による女子選手や女性指導者への性的モラルの欠如である。通常セクシャル・ハラスメントとは、相手の意に反する執拗な性的な言動と定義づけられる。その言動は「刑事法の観点からすれば、強姦、強制わいせつ、痴漢行為等となる。民事法的にみれば、損害賠償事件となり、労働法の観点からは、加害者に対する懲戒処分事案（解雇、降級・降格、配置転換、戒告）となる。」（白井久明：日本スポーツ法学会年報10号80頁・2003）
- (31) 千葉正士：日本スポーツ法学会年報1号1頁・1994
- (32) 永井憲一：日本スポーツ法学会年報5号48頁・1998
- (33) 前田雅英：日本スポーツ法学会年報6号54頁・1999
- (34) 萩原金美：日本スポーツ法学会年報6号71頁・1999
- (35) 井上洋一：日本スポーツ法学会年報6号90頁・1999
- (36) 違法性阻却・・・スポーツ事故の責任に関して講学上「危険の引受」「許された危険」「被害者の承諾」「社会的相当行為」など違法性阻却事由が考慮されているとおり、要するに、スポーツに参加するもの同士には特別な信頼関係があり、多少のケガが生じて、法がスポーツの世界に介入しないのである。
- (37) アンジュ・シュヴァルツ：日本スポーツ法学会年報7号1頁・2000
- (38) 井上洋一：日本スポーツ法学会年報7号22頁・2000
- (39) 佐藤千春：日本スポーツ法学会年報7号78頁・2000
- (40) 森 浩寿：日本スポーツ法学会年報7号142頁・2000
- (41) 森 克己：日本スポーツ法学会年報10号155頁・2003

